

大蔵委員會議録 第一号

(四六)

昭和二十六年十月二十二日(月曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 西村 直巳君

大上 司君 川野 芳満君
佐久間 徹君 島村 一郎君
清水 逸平君 吉米地英俊君
三宅 則義君 宮崎 靖君
宮腰 喜助君 深澤 義守君

政府委員
大蔵政務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官 河野 通一君
(銀行局長)

委員外の出席者
日本輸出銀行 山際 正道君
行専務理事 高橋 一君
日本輸出銀行理事 二村 辰男君
行専務理事 太田利三郎君
日本開港銀行理事 中村 建城君
行専務理事 正宗猪早夫君
日本開港銀行理事 岡田 豊君
行専務理事 榎木 文也君
行専務理事 榎木 文也君

八月九日
委員高橋源六君及び浅利三郎君辞任につき、その補欠として有田二郎君及び吉米地英俊君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日
委員深澤義守君辞任につき、その補欠として山口武秀君が議長の指名で委員に選任された。

九月十日
委員に選任された。

九月十一日
委員山口武秀君辞任につき、その補欠として田代文久君が議長の指名で委員に選任された。

十月十日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十一日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十二日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十三日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

委員に選任された。

九月十日

委員山口武秀君辞任につき、その補欠として田代文久君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日
委員山口武秀君辞任につき、その補欠として田代文久君が議長の指名で委員に選任された。

十月十一日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十二日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十三日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十四日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十五日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十六日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十七日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十八日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月十九日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十日
委員木村榮君及び田代文久君辞任につき、その補欠として高田富久君及び深澤義守君が議長の指名で委員に選任された。

同(宮崎靖君紹介)(第二七号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第二八号)

同(外二件)(西村直巳君紹介)(第二九号)

同(外四件)(江崎眞澄君外二名紹介)(第三〇号)

同(外二件)(江崎眞澄君紹介)(第三一号)

同(外十七件)(辻寛一君紹介)(第三二号)

同(浅香忠雄君紹介)(第三八号)

同(葉たけと收納価格引上げに関する請願)(岩川與助君紹介)(第六五号)

同(石川町に松川葉たけと試験場設置の請願)(圓谷光衛君紹介)(第六六号)

同(勤勞所得に対する所得税軽減に関する請願)(池見茂隆君紹介)(第六七号)

同(調整金附送金小切手の処理に関する請願)(田中不破三君紹介)(第六八号)

同(水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願)(小平忠君紹介)(第六九号)

同日
所得税総所得額の公正決定に関する陳情書(長崎県町村議会議長会長岩永藤樹)(第五五号)

着色め、縮め、並びにその製品に対する物品税率変更の陳情書(甲府市山梨県商工会議所会頭海沼榮祐)(第七七号)

情書(呉市長鈴木術外一名)(第一二二号)

消防費用に対する寄付金、負担金の課税免除の陳情書(石川県知事柴野和喜夫外一名)(第二四四号)

水銀の関税撤廃に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第三六六号)

輸入円滑化に関する陳情書(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四一四号)

輸入物資取引資金に関する陳情書(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

同(大阪市北区堂島西町一番地関西経済同友会中川路貞治外一名)(第四二二号)

本日の会議に付した事件

国政調査承認要求に関する件

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

日本開港銀行の運営状況に関し説明聴取の件

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求の件についてお諮りいたします。本委員会におきましては、税制及び金融制度に関し、ほとんど毎会期調査をいたして参りましたが、本会期におきましても、右要件について調査を進めて参りたいと存じます。これに関し議長の手元に国政調査承認要求書を提出いたし、その承認を求むるに御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたします。

なお議長の手元に提出いたします国政調査承認要求書の文案及び提出手続等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

○夏堀委員長 次に、一昨二十日本委員会に付託と相なりました日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。西川政務次官。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「百五十億圓」を「百七十億圓」に改め、同條第二項中「百億圓」を「百二十億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 たいだいま議題となりました日本輸出銀行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府はさきに輸出振興の重要性にかんがみまして、機械輸出等いわゆるプラント設備の輸出の伸張をはかるため、日本輸出銀行を設立したのであります。しかし本年九月末現在における日本輸出銀行の融資承諾額は五十四億六千万圓、融資実行額は四十六億三百万圓となつておりますが、最近における東南アジアその他の地域からのプラント輸出の引合いは相当の額に上つており、それに伴ひ日本輸出銀行の融資も漸次累増する見込みであります。ことに最近の契約事例に徴しますと、諸種の事情により、その契約期間が漸次長期化する傾向にあり、この点を考慮いたしますと、この際日本輸出銀行の資力の充実をはかることが、必要であると考えられるのであります。政府はこれらの諸点にかんがみまして、日本輸出銀行の資本金を二十億圓増加し、百七十億圓といたし、本年度補正予算において二十億圓の追加出資をいたすこととし、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛

成あらんことをお願い申し上げます。

○奥村委員 日本輸出銀行の業務方法書を資料として出していただきたい。

○宮藤委員 これを借り入れた各会社、氏名、金額をお伺いしたい。

○河野（通）政府委員 これは資料で出すのでなくて、御説明申し上げるのはいけませんか。

○宮藤委員 よわしゆうございます。

○夏堀委員長 次に日本開発銀行の運営状況に關し説明聴取の件を議題といたしまして、当局より説明を聴取いたします。

○本田説明員 私は開発銀行の副總裁の太田でございます。開発銀行の大体の基礎と、どういふふうによつておりますかということ、それから最近までの運営上の経過について御説明申し上げます。

開発銀行は御承知のように本年四月二十日に設立されて、五月十五日から業務を開始しておりますが、現在役員が十名、それから職員が百名ばかりで業務の運営に當つております。この銀行の性格並びに運営方針でございますが、この銀行は、まず第一にもつぱら國家資金を資金の源といたしまして、政府の金融機関であることとございまして、次にこの銀行は名前の通り銀行としての性格を持つております。そして一般の金融機関の行方金融を補完するといふ機關でございます。従つて銀行あるいはその他の金融機関と競争してはならないといふことが、開発銀行法の二十二條にも定められておまして、ほほこつた性格を持つて誕生した銀行でございます。従いましてこの最初の性格から見まして、

本行運営の方針といたしまして、まず政府の産業、交通及び金融に関する総合的な政策、並びにこれに基く基本計画に順応して行くことが、これは当然でございます。そのため大蔵省なり、経済安定本部なり、その他関係當局とは密接に連絡いたしまして、政府の基本的な施策に沿つて、本行業務の運営を行うようにいたしております。しかしこの銀行は独立した銀行でございます。この銀行は独立した銀行であつたから、個々の貸付の決定にあたりましては、これは別に開発銀行法の十八條にも、貸付や社債の応募にあたりましては、この貸付金の償還が確定と認められる場合に限るといふ一條がございまして、こういう條項をまつまでもなく、これは銀行でございますので、その償還が確定なものでなければならぬといふことは当然でございます。個々の融資にあたりましては、銀行としての立場で考え、銀行の自主的な判断によりまして運営を決定いたしておるのでございます。次に本行は、申し上げました通り、一般金融機関の足りないところを補うといふのが建前でございます。また資金の分量も限られておりますので、本行の資金運用は、一般金融機関による資金調達に困難な、まことにやむを得ないといふものを補填するものとして、なるべく必要最小限度にとどめることにいたしております。この一般金融機関によりましては、實面的な面と量的な面の二方面がございまして、量的に巨額である。そのために市中融資に乗りにくいものにつきます。協同融資という形で、一般金融機関による調達分野を広げることが可能でございます。

すし、また回収に著しく長期を要するため、市中銀行の融資に乗りにくい、こういうものにつきます。開発銀行の分損金の償還を一定期間すえ置きますとか、あるいは期限を比較的に長くいたしますとかいふ方法をとることによりまして、市中銀行の融資がでやすくなります。その協同分野を広げることができるとあります。このようにして、市中融資に乗り得るものは、でき得るだけ一般金融機関の活動に期待しております。質的の面では、國家的に緊要であり、償還もできるとは思いますが、市中からの資金調達にどうしても困難である、こういうふうな分野はもろもろ本行の融資の対象となるのでございます。復興金融庫の融資の仕方とわれわれの銀行との差異について、御参考までに申し上げます。融資対象は、復興金融庫の場合は、設備資金のみならず、運転資金の貸出しも行つたのでございます。開発銀行は設備資金に限つております。それから資金の資金源といたしましては、復金は債券に大部分よつたのでございますが、開発銀行は債券発行は認められておりません。また融資決定の機構といたしまして、復金は委員会があり、また復金の当事者もありまして、責任の所在がややつきりせぬ点もあつたのでございますが、この点は、開発銀行はまったく銀行に責任を持たせられておるのでございます。

次に本行の資金の運用対象、どういつたものに運用すべきか、こういう問題について申し上げます。わが國現在の目標が経済自立の達成に置かれておりますことは、むろんのことでございます。政府の國家資金を運用する計画も、またこれをねらいとして策定されております。従ひまして本行の資金運用の対象も、まず第一にわが國の経済自立の達成に、特に寄与するものといふことは当然でございます。しかもこの生活水準の維持を、他國の援助なくして実現するといふためには、どうしても國家資源の開発利用と、國際收支の改善をはからなければなりません。開発銀行の資金運用の対象としましては、國內資源の開発、それから貿易の伸張といふことに、密接な関連を持つ企業がまず考えられるのであります。ところで経済自立は、一時的な不安定なものでなくして、長期的に安定したものでなければなりません。しかるにわが國の現状は、たとえば基礎産業でありまして電力の不足が、現在非常に著しいといふ現象に現れております。このように、産業間に相当大きなアンバランスが認められるのであります。それで均衡のとれた産業構造確立の観点からしまして、現在著しくアンバランスとなつて重要な産業に、優先的に開發資金を投入しまして、その不均衡を是正しなければなりません。またその産業の増産、合理化、コストの引下げによりまして、他の多くの産業に影響を及ぼし得るような、そういう基礎的な産業に主力を注ぐことが、適當であらうと思つております。前年度の見返り資金の継続事業も本年度相当ございますが、これは資金効率上できるだけこれを尊重する方針でございます。現在の実績をも検討いたしまして、態度を決定すること

といたしております。

なお本年度の政府資金によりする長期資金の供給は、見返り資金と開行銀行が当ることになっております。むろんほかに農林漁業特別会計がございしますが、一般産業、鉱工業等につきましても、見返り資金と開行銀行が当ることになっておりますが、本年度は電力と造船、それから中小企業は引き続き見返り資金で扱ひまして、その他を開行銀行で扱うことになっております。もつとも電力と申しまして、営業用でなく、各企業の自家発電につきましても、これは開行銀行で融資をいたすことになっております。

次に開行銀行の業務の種類でございますが、これは法律に次の三種類が規定されております。すなわち設備資金の新規貸付でございますが、これは経路の再建、産業の開行に寄与する設備の取得、改良または補修に必要な資金、これを開行資金と申しておりますが、それで一般金融機関から供給を受けることが困難な長期資金を新規に貸し付ける。これが一つの業務でございます。それから次に返済資金の貸付でございますが、これは一般金融機関の貸付にかゝる返済資金の返済に必要な資金、いわゆる肩がわり資金でございます。これを貸し付けるのがまた一つの業務となっております。それから第三に社債でございますが、開行資金または返済資金を調達するために発行される社債で、証券業者等が応募または引受をすることが困難なものに応募すること、これがもう一つの業務となっております。この三つの中で、開行資金の新規貸付と返済資金の貸付の二業務につきましては、新規貸付は、

現在の資金需要のうち、市中ベースのみでは困難なものを貸し付け、また返済資金の貸付は、既往の融資で、市中金融のベースに乗りにくいにもかかわらず、やむを得ず市中銀行が出したといつたものを肩がわりするのであります。而業務をあわせて行ふことによりまして、この銀行に課せられました市中融資の補充の使命を達成することが出来るわけでございます。

社債の応募につきましては、現在の情勢では、本行が直接応募するよりも、むしろ返済資金等の貸付を通じて、市中銀行に資金の余力をつくり出して、これを社債消化にまわし出しまして、これを社債消化にまわし出しまして、市中銀行の有価証券保有率を高め、その資産運用構成を良好ならしめるといふことによりまして、市中銀行の健全化に資しながら、一方この社債消化の促進をはかる、こういった間接的方法が良策であらうと思ひますので、さしあたりは今のところやつておりません。

それから次に開行銀行の資金源でございますが、これは当初予定いたしましたところでは、見返り資金から出資が百億円、それから復金から復金は本年度中に償還債務を引継ぐことになつておりますが、その復金の回収予算超過額が四十五億円、その剰余金が十五億円、合計百六十億くらいが本年度の運用可能金額と見ておつたのでございします。このうち見返り資金からの出資につきましては、現在七十五億円の拂込みが完了されております。しかし後に述べます通りに、その後復金の回収が予想外に順調でございまして、現在の予想といたしましては、復金から約八十億円、すなわち元利金の

回収が六十億円、余剰金が二十億円でございしますが、八十億程度の繰入れが見込まれるに至りました。また政府においては、一般会計から七十億円程度の出資を現在お考えになつておるやに聞いておりますので、幸いにしでそれが実現し、国会の議決を得られますならば、本年度の資金運用可能は、全部で二百五十億程度と相なる計算でございします。

それから次に借入れの申込み、どういつたふうに融資しておるか、そういった事情につきまして概略御説明を申し上げます。本行に對する借入れ状況につきましては、別紙お手元に差上げました表にございしますように、九月末現在におきまして受付けましたものが二百二件、二百八十五億二千六百万円と相なつておりますが、これを開業以来月別に申し上げますと、五月が九十三件で百九十四億一千七百万円、六月が四十二件、四十二億九千八百百万円、七月が四十二件、二十三億一千七百万円、八月が五件、十二億五千六百万円、九月が二十件、十二億三千八百百万円、合計二百二件、二百八十五億二千六百万円となつております。すなわち五月十五日開業以来半月の間に、最近までの申込み件数の半分近くの申込みがあつたわけでございます。その後は逐月減少いたしてございします。これは設立と同時に、申込みが一挙に殺到したという事情によるものでございします。なおこれは本行が一応申込みを受けたもののみでございます。そのほか本行に相談がございしましたが、本行の融資対象として適当でない、すなわち緊要度がそれほど高くないものでありますとか、あるいは計画がはつきりし

ないものでありますとか、あるいは開行銀行で出すまでもなく、市中で調達できそうなものだと思うようなものもありまして、そういうものを全部ひつくるめますと、五百件で五百億円以上の申込みがあつたことになつております。この申込みの受付状況を業種別に見ますと、石炭、鉄鋼、自家発電、化学工業等のいわゆる重化学工業関係におきまして、繰り込受付金額の約七割を占めてございまして、こういう基礎産業の設備資金に対する需要の大きいことを物語つております。

さらに業種別に申込みの内容を申し上げます。まず石炭でございますが、これは九月末申込み件数四十件、五十億八千万円と相なつております。このうち七割弱に当たる三十四件、三十六億九千八百万円が、前年度からの見返り資金による継続工事分でありまして、主として新しい坑道の開行資金でございます。

それから次に鉄鋼関係でございますが、これが十六件、四十六億六千八百万円でございます。うち二件は前年度からの見返り資金継続事業であります。用途はコークス炉、高炉の改修、修繕工事等でございます。その他の見返り資金継続分以外の十四件は、薄板、特殊鋼板異型、型の造つた特殊の型のもの、異型鋼等の生産設備の近代化、それから酸発生装置の増設、砂鉄を原料とする特殊鋼の増産、そういったものに要する設備資金がおもなものでございします。

それから非鉄金属でございますが、これは銅、亜鉛、鉛、ニッケル、マンガ、硫黄、金などの非鉄金属の増産に要する設備資金、あるいは選礦設備、

それから精錬設備の改良資金等の申込みでございます。このほかアルミの圧延設備の近代化資金の申込みもありまして、九月末現在で十二件、十二億八千万円となつております。

次に自家発電でございますが、これは電力供給事業会社の開行資金につきましても、先ほど申し述べました通り、見返り資金で直接投資いたしておるのでございますが、自家発電設備については、これを本行で取上げております。九月末現在で二十一件、五十四億千三百万円の巨額の申込みがあるのでございます。内訳は火力発電が十件、水力発電十一件となつております。これが全部完成いたしますと、最大出力約二十万キロワット、年間約十二億キロワット時の電力が増加する予定でございします。

化学工業でございますが、この関係で二十三件、四十四億千三百万円の申込みがございします。おもなものは肥料関係、これは主として硫酸でございますが、この国内需要を満たしつつ輸出をも増加させよう、こういうことの増産設備でございます。それから薬品関係、これは化学繊維、合成繊維等の増産に即応しまして、ポリアル、石炭酸、染料、無水フタル等の可製剤の増産をはかろうとするもの、それからソーダ部門の合理化のための設備資金でございます。そのほかにさらしラフト法によりますパルプの増産でございますとか、自動車の生産増加に對するタイヤの増産でありますとか、あるいはガス工業におけるコークス炉の新設補修、ストレプトマイシンの増産等の設備資金の申込みもございします。

次に繊維工業でございますが、この関係の申込みが六件ございます。これは強力人絹の増産及び輸入機械による染色加工設備の近代化に要する設備資金でございます。

その次は機械工業でありまして、この申込みが二十件ございます。おもなものは造船関係、これは大型ディーゼル・エンジンの製造設備の増設、それから溶接作業の近代化、このため設備新設改良、これが七件ございます。

それから自動車関係で、主として輸入機械によつて合理化しよう、こういうための申込みが四件ございます。そのほか通信機械、それから強電機械、軸受等の輸入機械を主とする設備の合理化資金の申込みがございます。

次に港湾の施設でございますが、港湾施設関係の申込みが三十七件ございます。それは主として戦災を受けました主要港湾の倉庫上屋の復旧擴張、荷役機械の整備をはかろうとする申込みでございます。そのほかには港湾荷役の強化に要するはしけの新造修理資金の申込みがございます。

それから最後に農林水産関係でございますが、この関係といたしまして、南氷洋の捕鯨のための捕鯨母船の改造及びキャッチャー・ボートの新造の資金、それから水産物高度利用のための製氷冷蔵設備、それから乳業酪農製品がございまして、乳業設備の合理化、それから木材の利用の合理化、これはハブ・ボードというのでございまして、そういうことに要する設備資金の申込みがすべてで八件ございます。

以上が大体現在受付けました、どんな種類の申込みがあるかという御説明でございます。

次にそれに対して、どういふふうに融資をいたしておりますかにつきまして、御説明申し上げます。融資を正式に承諾いたしましたものが九月末現在で五十六件、五十三億三千万円でございます。このうち貸付を実行しましたものが四十四件、三十六億八千万円となっております。これを当初から申し上げますと、五月はございせん、六月は融資承諾は四件九億一千万円、貸付実行が三件、三億二千万円、それが七月が承諾が十六件の十七億二千五百万円、実行が七件の七億七千万円、それから八月が承諾が九件の七億七千万円、実行が十一件の六億六千万円、九月が二十七件の十九億二千九百万円、実行が二十三件の十九億九千万円となっております。

これを業種別に申し上げます。まず新規の融資から申し上げます。最初に石炭でございますが、石炭関係の融資承諾は十件十二億一千五百万円でございます。この中にはいわゆる大手筋から中小炭鉱まで含んでおりますが、この十件のうち七件までは前年度見返り資金の継続工事分でございます。このうち大手筋が七件十億五千五百万円、中小炭鉱が三件一億六千万円となっております。

それから鉄鋼関係でございますが、この承諾いたしましたものが六件六億六千八百万円、うち二件は見返り資金の継続工事であります。これらは高炉の改修、それから酸素発生装置及び砂鉄関係の設備資金でございます。それから非鉄金属でございますが、これに對します融資の承諾が三件、二億二千五百万円でございます。本資金は銅、鉛、亜鉛、金等の増産のため

め設備資金でございます。採掘、選礦、輸送その他の設備を増強しようとするものでございます。それから自家発電でございますが、この関係が五件八億二千九百万円でございます。

それから化学工業、この関係が十件十億九千八百万円承諾いたしました。これは内訳は肥料、ガス、それからさらしクラフト法によるバルブ増産設備、それから薬品、可塑剤、ソーダ工業等でございます。その中には可塑剤の新技術の工業化のための融資も含まれております。

繊維工業であります。これに對する融資が九月末現在で三件二億四千五百万円でございます。本件は輸入機械によりまして染色設備を合理化する資金、並びに強力人絹をつくらうという設備のための資金でございます。

港湾施設であります。これは五件、一億八千七百万円、主として大阪、川崎、横浜等の港湾施設、倉庫の設備資金でございます。

農林水産関係といたしましては、三件五億一千万円でございます。いずれも南氷洋捕鯨用のキャッチャー・ボート及び母船の建造、修理資金の融資でございます。

以上は新規融資でございますが、このほかに後に述べます海運に對する返済資金の貸付承諾が、十一件三億五千二百万円でございます。なお承諾しましたものの以外につきましても、事業の重要性、あるいは時期的問題等を考慮いたしまして、現在検討いたしておる次第でございます。

次に返済資金の融資、いわゆる肩がわり資金の融資でございますが、これ

につきましましては、こういうふうに考えておるのでございます。この目的としては、この開業銀行の業務に、一般の金融機関が行う金融を補充して、または奨励する目的を達成するための手段として、この肩がわり融資を本行の主要業務の一つとしておるのでございます。この具体的内容については、現在の市中銀行の陥つておりますオーバー・ローンのは正、むしろこれは運転資金の融資が多いのでございまして、市中銀行が多額の長期設備資金を出して、この方面の是正に役立つことによりまして、市中銀行の行う金融に弾力性を与えようとするものでございます。市中銀行の現在有しております貸出しの中で、資金量やそれから期限等の点でやや無理と思われる貸出し、たとえば海運関係の設備融資等でございますが、こういうものにつきまして本行に肩がわりして、オーバー・ローンの是正に幾分でも役立つことを考えておるのであります。むしろこれは肩がわりだけではないでございまして、そのほかの施設も相まつてこれを是正することになるわけでございまして、本行の主要業務として認められました方法によりまして、これに寄与したい、こういう次第でございます。実施の方針としては、本格的な肩がわりを実行するためには、相当巨額の資金を必要とするのであります。たとえば本年六月末の全国銀行の設備資金の融資残高は約千四百億円でございまして、とてもこういうものを全部肩がわりするといふことは不可能でございます。本行の資金量に制限がございます以上、直

接融資の必要と兼ね合ひの問題に相なるわけでございます。実施の方法としては、個々の融資対象につきまして、特殊の個々の銀行について肩がわりを行うといふことは、オーバー・ローンは正の目的には沿うわけではございませんが、公平を欠くおそれもございますので、本行の融資対象としても適当と思われるもの、そういう企業家の融資について、各銀行に對し一定の基準で金融政策的な肩がわりをするのが、適当ではないかと考えております。その場合に、今申しました緊要度、事業の性質を考え、それからなるべく多くの銀行にも関連のあるような事業といふことも考え、また各銀行の個々の不良貸しや固定貸しを引継がないようにいふ配慮をもちまして、実施いたしておるわけでございます。第一回の肩がわりといたしまして、第一次の買船融資を対象に取上げまして、約十億円を予定して実行いたしております。九月末現在でこの承諾額が十一件、三億五千二百万円となっております。なおこの肩がわりをいたしました資金につきましては、その趣旨からいって、杜撰とか金融債の保有とか、または日本銀行の借入金返済に充てられることが望ましいのでございまして、これは金融政策になりますので、大蔵省並びに日本銀行にお願いをいたしておる次第でございます。今後の肩がわりにつきましましては、今年度の資金量、それからその他に對します融資の金額等とらひ合せの上、目下検討中でございます。大体説明を終わります。

○夏堀委員長 質問を許します。

○宮腰委員 先ほどのこの融資の問題についての御報告によりますと、これ

は政府とは関係なく、独自の見解でやるのだということを申されましたが、その場合に、たとえば大蔵大臣が金融政策についてこういう方法で行きたいい、あるいは通産大臣が産業のためにこういう金融方法でやつてもいい、というふうな場合でも、独自の見解で行くのですか。それともこれは政府の力で、こういう団体にはぜひ貸してあげてほしい、そういう場合にもこれは交渉を受けないで、いかなる場合にも独自の見解で行くのですか。その点を伺いたい。

○太田説明員 基本方針につきましては、政府で策定されておりますし、またそれがわかりますと、政府におかれましては、閣議等に持ち出された上で、新規の方針をお定めになるなり、あるいはそれをかえるなりしておられますが、これは政府といたしましては、あくまでも大体の計画でございまして、どの会社にどれだけ貸してくれ、ということはおしやらないのであります。またこれは私どももいたしまして、またこれは融資の責任を持たされております以上、その御趣旨は十分尊重いたしますが、どの会社にどれだけ金額を貸すか、あるいは貸さないかという点につきましては、これはわれ／＼の判断にまかせていただいております。

○宮澤委員 ことし国政調査で八幡に参りまして、いろいろ金融状態などを伺ったのでありますが、そのとき、通産大臣のあつせんで八幡に融資されたようにちよつと伺つておつたのですが、そういう事実はないのですか。

○太田説明員 そういふ事実は全然ございませんで、通産大臣から特にわれ

われに、そういった事業について御依頼があつたこともございせん。従つて大体こういった融資につきまして、政府の方で当初にこういった融資をやるべきだ、こういう御計画を立てておられました、それに従ひまして自家発電につきまして融資をいたした次第であります。

○宮澤委員 八幡製鉄によりまして、三箇年計画で設備の合理化をやるというのを伺つておりますが、その当時私が伺つたときは、まだ三億圓くらいの融資しかされておらなかったのです。その後融資をされましたかどうか。

○太田説明員 まだいたしておりました。八幡製鉄に對しましては、西田発電所というところの火力自家発電につきまして融資はいたしたのですが、そのほかの製鉄関係の合理化資金につきましては、まだ検課も済んでおりません。従ひまして、まだ融資は承諾を与えておりません。

○宮澤委員 私どもが出張した場合にも、そういう陳情を受けて参つたのでありますが、今後融資の見込みはどうなんでしょうか。

○太田説明員 これはまだ審査の結果につきまして、われ／＼は報告を受けておりません。大きな計画としてはむろんけつこうなことであらうと思つておりますが、日本の製鉄関係の現在の計画というものは、非常に膨大なものになつておるやに聞いておるのであります。それらとにらみ合せて、審査の報告を聞いた上決定したいと思つておりますので、今のところちよつと御返答申し上げかねる次第であります。

○宮澤委員 先ほどの資料に農林水産の問題で、冷蔵設備の改善のために融資をするということが書いてございまして、これは農林省でもあつせん。水産庁でもあつせん。農中ですから借りられるようになっております。そういうことは両方でもさしつかないのですか。あるいはまた漁業関係は一切除外してあるのですか。一般の冷凍設備はどうなるのでしょうか。

○太田説明員 農林水産関係につきましては、農林漁業資金融通特別会計も、見返り資金から金を借入れまして融資いたします。われ／＼の方でも設備資金を出すのでありますが、こういったものは、今御説明にありましたものは、われ／＼の方の対象であるように、私どもは記憶いたしておるのでございまして、農林漁業資金融通特別会計の方は、私どもちよつとはつきりいたしません。

○宮澤委員 もう一つ、港灣の施設ということになっておりますが、この前、これは公共団体に融資しないというようにお話をなつておつたのです。そうして港灣の施設の改修の改善は、大体起債によるか、国家の補助金によるか、そういうような形でするやうにわれ／＼は伺つておつたのですが、公共団体のではないに、個人の、ドックの会社だとか、そういう私法人に対する金融はどうですか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○太田説明員 公法人は、われ／＼は全然融資の対象としておりません。全部普通のプラウエットの企業体でございまして、非常に大きな港灣設備ではありませんが、個々の会社の、ちよつ

とした埠頭を修理しますとか、あるいは台風で倒れたクレーンを直しますとか、あるいは倉庫の上屋を復旧しますとか、そういうものが主でございまして。

○深澤委員 御説明によりまして、政府の基本方針に基いて、経済自立の達成に寄与するものに重点を置くのであるということでもあります。そしてその経済自立のためには、国内資源の開発と、貿易の伸長という二つの項目をあげられて、これに對して融資すると説明されておるのではありませんか。今までの業務の実態を見ますと、輸出入関係に對してはほとんど出ていないように思ひます。これは開港銀行として、政府の経済自立達成の方針である、特に貿易関係を非常に重要な問題として取上げなくてはならぬのでありますが、その方面に對しては、ほとんど申込みもないような状況であるので、従つて貸出しもしてないのではありませんか。そうすると、開港銀行の業務が、この状態になるのではないかと私ども考へておりますが、この貿易関係に對する需要のないということはどこに原因があるのか。どういふ見解を特つておられるのか。その点をひとつ……。

○太田説明員 直接貿易関係で来ておられないことはないのでございまして、みんな規模が割合小さいのでございまして、それから非常に大きな規模のものであります。たとえば紡績会社でありますとか、あるいは人絹、スフ会社であるとかいふようなものになります。非常に資力を特つておりますから、市中銀行でも十分融資がつきますので、わざわざ開港銀行がそういったものに對してまで融資する必要はない。

い。それだから向うからも求めて参りませんし、われ／＼の方も対象として取上げない、こういう事情にあるのであります。今まで出しておりますものでも、直接貿易にやらずとも、たとえば特別の染色加工をいたしましたものが非常に従来よりも売れますし、あるいは鉄鋼関係の合理化資金によりまして、鉄鋼価格が下つて、従つて二次製品、三次製品が外国に売り易くなる。そういったことも含めて、われわれは大きな意味の貿易伸張ということをやらないしおるわけでございまして、むろん個々につきましても、そういったもので適當なものがありますれば、今後考へて行くわけでありまして、現在なお審査いたしておるものもあるわけでありまして。

○深澤委員 そういたしますと、国内資源の開発という見地から融資する中にも、貿易を目的としてやるものと国内需要を目的としてやるものとは、融資なさるときに大体おわかりになると思ふのですが、そういう点はやはり十分おきかめになつて融資するのでありますか。

○太田説明員 その通りでございまして、ある設備を改良するといったしますと、国内需要としてそれがどれくらい消化できるか。あるいは、これは一つの事業でございまして、A B非常にたくさんありますので、業種の多いものにつきましては、そういうふうな全部を見まして、設備の合理化が実行されればどのくらい生産量が増えるか、またそのコストの引下げにより外国にどれくらい売れるかということ考への上、融資の審査をいたしてゐるのであります。

○澤澤委員 国内需要と輸出関係との割合は、こまかくはおわかりにならないでしようが、概算で、あなたの方で融資される場合に、輸出向けの方にどれくらいの資金が行くか、それとも国内需要の方にどれくらい行くかという大体的見当はおわかりでしょう。

○木田説明員 実はそれはちよつとわかりかねます。そういつた統計もございませんで、そのケースについてどのくらいということは計算をいたしておりませんで、数字的にはちよつと申し上げられないと思ひます。

○澤澤委員 輸出あるいは輸入の関係の問題は非常に重要で、あなたのおつしやるほどその複雑な状態ではないという見解を、われ／＼は持つてゐるのであります。従つて、この貿易関係に融資があまり行われていないではないかということから伺ひたいのですが、それはまたあとで機会もございまして、そのときにお伺ひいたします。

第二の点はつまり返済資金の問題であります。肩がわり資金は大体どのくらい出ておりますか。

○木田説明員 これは先ほど申し上げました通り、一応買船資金、市中銀行で外国から中古船を輸入いたしました資金の半額程度、第一次の買船でございませんで、これをわれ／＼として約十億円と査定いたしました。それは興銀とか勧銀とか本来長期資金を出すところは一応省きまして、商業銀行の分だけ入れたのであります。そのうち十億を肩がわりしよう、こういうことにはたしまして、個々のケースについてはわれ／＼の方でまた審査いたしますが、現在承諾いたしておりますものが

十一件、三億五千二百万円、そのうち九月末までに実行いたしましたものが六件、二億六千八百万円でありませんで、しかしこれは年末までには十億くらいになる見込みであります。

○澤澤委員 それから開発銀行の設立の趣旨、また運営の方針からいつても、市中ベースに乗らないものを扱うということになつており、同時に、これは相当な危険負担が伴うと思ひますが、この危険負担の問題について、開発銀行としてはどういふ見解を持つておられるか、この点ひとつお伺ひしたい。

○木田説明員 われ／＼も銀行でございませんで、貸し出したものが返らないような非常に危険なもの、実はお断わりしてありますし、法律におきましても、償還の見込みの怪しいものについては、出してはいかぬという規定があるのであります。われ／＼として、銀行員がみな集まりまして審査いたしております、その点はかなり厳格に査定いたしております。しこうして国家的にも重要であつて、多少リスクのあると考えられるものにつきましては、これは他の関連産業の保証をとりますとか、あるいは十分な担保をとりますとか、そういう措置をとりまして、今のところでは、そういう返らないというような危険が当初から考えられますものは、絶対にないと申し上げてよいと思つております。しかしながらこれは長期資金でございませんで、非常に長い間に事業も、また客観情勢も変化するのでございませんで、開発銀行の積立金というものにつきましては、これはやはり普通の銀行以上になるべく厚くするよりに、政府の方

でもお認めいただくようお願いいたしておる次第でございませんで。

○澤澤委員 それから、ここに自家発電というのがありますが、大体自家発電はどのような種類のものでしょうか。それをお伺ひいたします。

○木田説明員 これは先ほどちよつと御質問がございませんで、八幡製鉄が火力発電設備を補修したいといふことで、これは見返り資金の方でも出ておつたのであります。火力発電の設備、それから日本バルブがやはりさらしクラフト関係で発電を持たいといふことで、これにも行つております。その他銅、石油、炭礦、そういうものも大部分が火力発電でございませんで、融資を与えておるわけでございませんで。

○澤澤委員 それから融資対象の企業の規模でございませんで、大企業、大手筋に融資をして、中小企業にはやらないという方針のように承つておるのでありますが、その点はどうかあつておつておりますか。その点をひとつ……

○木田説明員 中小企業を除外するという考えは持つておらないのでございませんで、何せ今地方機構を持つておりませんで、組織から行きまして十分な活動はできかねるのでございませんで。たまたま一つは中小企業につきましては、見返り資金を引続きやることに本年度はなつておりますので、この余裕金が現在まだわくが三十九億、四十億、五十億、それに余つておるわけでございます。それに對して市中が三割なり五割つけるのでございませんで、本年度といたしましても、五、六十億の中小企業融資はできるはずでございませんで。

す。地方銀行等の方がそういう融資対象がよくわかるし、なるべくその地元でやつていただくという方がいいのではないかと。しかも資金上には、今申しましたように、十分わくが余つておりますので、主としてそういう方の活動に期待いたしておるわけでありませんで。

○澤澤委員 われ／＼が国政調査で地方へ参りますと、中小企業はのどから手の出るほど資金がほしいのです。見返り資金が余つておるといひましても、銀行自体も貸すことはあまり好まないし、同時にまた中小企業の方も、いろいろなかまの制約がありますので、なか／＼これに乗つて来ないという事情がある。これは見返り資金の性格からいつて、そうならざるを得ないようになつておるわけですか。従つて余つておるからといつて、必ずしも中小企業が必要でないんだといふことと、やなな。従つて、開発銀行としては、この中小企業に対してやつて行くこととすれば、中小企業の需要は相当多いのでありますが、中小企業はほとんど開発銀行の融資の対象にしないといふことが、巷間に伝えられてゐるのであります。その点がはつきりしますれば、中小企業も開発銀行にたよつて行く可能性があらうと思ひます。その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○木田説明員 これはお説の通り、むしろ融資対象にならないといふわけではございませんで。現在の機構なりあるいは資金量——資金は大したことはありませんが、それでも中小企業全体としましては相当の資金量になつておると思ひますが、そういうことで今まだ十分なお手伝ひができないのは残念でございませんで。

○澤澤委員 いろいろお話を聞いてみますと、融資対象にわれ／＼がしないといふよりも、非常にリスキーといふか、計画もはつきりしておらないし、従来の復金の中小企業の融資ぶりなどを見ましても、その取引がどうもおもしろくないといふようなことで、銀行が融資するということになりますと、はなはだむずかしいという実例が実は非常に多いのであります。それからもう一つは、このくらいの資金量でなるべく早く効果のあるような産業開発をやりたいといふために、問題の少いところから取上げやすくなりますから、自然中小企業がある程度あつてしまふことになるということも、やむを得ないのであるから、こういうふうになつておるわけでありませんで。

○興村委員 いずれ復金の融資、高は、開発銀行へ肩がわりされることになるわけですが、現在融資なさつた貸付先に対して、今までのもつて復金から相当に貸し付けであるのがあるからと思ひます。復金の貸付の整理がつかないものに貸すといふことは、たゞだつて思ひます。たとえは農林水産について、水産関係の三社に融資してあるが、この三社はすでに復金から相当多額の借入れをしておるはずであります。その従前の復金の借入れの整理はいつておるかどうか伺ひたい。

○木田説明員 その点はお説の通り、われ／＼も特に注意いたしまして、復金の融資の今までの状況、しほりもわかつておるもので、整理のつかないもの、非常に延滞しておるもの、それも元金も返さないで、しかもその企業がもうかつておるにかかわらず、返さ

ないというような懸念と思われれますものについて、全然融資を控えております。今おつしやいました農林関係のものは、これはちよつと私はつきりいたしませんで、復金から全部融資を受けておりますかどうか疑問に思いますが、むろんその点は約束通り返済並びに利拂いをいたして、整理はちやんとついておるはずであります。

○農林委員 同じく農林水産関係で申込みが八件あるうち、三件は南洋の捕鯨関係、あとの五件はいろいろありますが、その五件の内訳がわかりましたらお示し願いたい。

○太田説明員 これは南氷洋捕鯨関係三件、そのほかには製氷、冷蔵でございます。これは全国非常に多いのであります。北は北海道から南は鹿児島までの漁業関係の冷蔵設備でございます。比較的規模の小さいものであります。比較的小さいものであります。この申込みが非常に多いでございます。そのほかには木材のくずれを固めまして非常にかたいものをつくりまして、いい木材の代用にしよう。木材の節約と申しますか、そういう木材の利用の合理化、ハード・ボードという名前でも呼んでおりますが、その方の申込みもかなりございます。そのほかにも一つ乳業、酪農関係でありまして、バターをつくるこの関係の申込み、この四つ、乳業関係、冷蔵冷蔵設備、木材関係、捕鯨関係、これがおもなものでございます。

○農林委員 ただいまの御説明によりますと、製氷冷蔵は北海道のはてから鹿児島のはてまで、非常に数が多いというお話であります。申込みの受付の件数というのは、借入人一人を一件とするのであるか。あるいは製氷、冷

凍の業種一つを一件とするのか。今のお話によると、北海道の端から全国一般の製氷、冷蔵ならその件数だけでも何十件に上るはずですが、その点をひとつ……。

○太田説明員 これはちよつと私説明がまずございまして失礼いたしました。製氷関係は非常にこまかいものでございまして、それでこのこまかいのを一つずつにせずに、製氷関係につきましては、一件として扱っておるわけでございまして、その中で全体の重要性等を勘案して申請しておるといふこと、この件数一件の中はまた非常にこまかくわかれるわけですから、便宜さういう扱いをいたしております。

○農林委員 どうもそれじやあなたの資料はよほど注意して見ぬと、誤解を生ずると思うが、そうすると農林水産だけでなしに、ほかの部門においても、件数というのは借入先を一名一件とするのではなしに、一括して処理してあるのですか。

○太田説明員 それはちよつと私説明を間違えてまして、非常に申訳ございせんが、今の冷凍関係はこの中にもまだ入つておられさうです。これはどういうふうな扱いかということ、こちらのものを今一括検討しておりますので、それが整理次第こちらに正式に受付けるといふわけでありまして、この中に入つておられますので、今私が申し上げた点は間違いないのでございます。ほかにはそういうものはないさうであります。ないというものは、一括して一件の中にたくさん入つておるといふのは冷凍とございまして、全部入るといふふうにはまだなつておられさうです。

す。先ほど申し上げました五百件ですが、その中にはむろん入つておられなわけでありまして。

○農林委員 私どもこれをお尋ねいたしますのは、やはり一件当りの平均貸付金額というものを問題にしなければならぬ。そういうものを一括して書かれると非常に誤解を生ずると思うのです。そうすると、ほかの部門において、さうよりに一括記入してない。こういうこと……。

○太田説明員 一括したというのは、私間違ひでございまして、一括ではなしに、まだこの中には入つていないさうであります。

○農林委員 思い違ひをなさつたわけですね。

○太田説明員 ほかにほやういふものはないさうです。

○農林委員 そういたしますと、五百何件、約五百億圓ほどの申込みがあつた、こういう話である。そこで申込み受付けは二百二件、そうすると申込み受付けと、申込みがあつたが、あとまだ処理していないという、そういう区分はどういうことであつておられますか。

○太田説明員 これはまだ書類もはつきりしない、向うと交渉中のものでありますから、あるいは業種によりましては必ずしも受付けられるかどうか、官庁側と打合せをやつておる、こういうものもあるわけですね。そうしたものが一括して五百件の中に入つておるわけでありまして、その中にはむろんお断りするものもあるわけでありまして、さうでない。まだ未整理のものもあるわけでありまして。

○農林委員 この製氷、冷蔵の貸付については、水産庁の方では約二月ほど

前に準備して、たしか開発銀行では一ヶ月以上前に書類は提出してある。かなり折衝も進んでおる。さういふような考えでおられるのですか、あなたの方では九月末においても申込みの受付もしておられ、さういふわけなんですか。それで銀行として貸さないというのできめられるなら、それでもいいが、貸すの、貸さぬのか、受付けるのか、申込みの受付すらも、するのかもしれないのかはつきりせず、そのままに一月も二月もはうつておく。そういうことは非常に困ると思つておる。実は国会関係でも開発銀行の事務の取扱ひと申しますか、さういふやり方について非常に非難があります。半年も開発銀行へ通つたが、でんでん蔵意のある話はないというところは、同僚議員からも聞いておる。それで開発銀行として自主的におやりになるのだから、貸さぬのなら貸さぬでよい。また全然貸したくないというのならそれでよい。それを貸さぬでもない、貸すでもない、なま殺しでいつまでも扱われるとする、結局ばかにしておるというふうなことになるのです。どうもさういふふうな事務の処理の仕方がないふんあると思うのですが、その点どう考えておられますか。

○太田説明員 それは先ほど申し上げましたように、何せ五百件も殺到したのでございまして、これをわずかな人数で全部こなして、イエス、ノーをきめるというのではできないわけなんです。本来ならば見返り資金などは、一年間にぼつ／＼その中から返してだん／＼取上げて行く。融資は漸次遅れて、二十五年にしても翌年の二十年年度になつて、年度近くになつて出るといふような実情なのですが、われ

われとしてはなるべく馬力をかけて、どし／＼やると言つてやつて来たわけなんです。しかし何せ非常な金額でございますから、どこから研究するかということ自体が非常に問題でございます。しかも設備資金でございますから、簡単にこれはいいい、これはいかぬといふふうにできません。ことに冷凍、製氷関係となりますと、各地からいろいろな規模のものが来ております。それでたしてそれだけのものが全部いるかどうか。限られた資金でございまして、いのか、どれに重要性があるのか、さういふことにつきまして水産庁と実は折衝しておるのでもございまして、水産庁から資料がまだ参つておりません。なるほどお話は承りましたけれども、根本方針についてまだはつきりとした御方針も承つておられなわけでございます。その上で実は考えたい。すぐ断るのは何でもないのでもございまして、よく見ずに断るということは申訳ないことでございますから、そこは十分手を盡した上で申し上げたいということでございます。

○農林委員 先ほど官議委員からお話がありました、製氷、冷蔵の融資については、もちろん農林漁業特別会計から特有の金が出るのになつておりますが、それは共同利用の建前から、協同組合の共同施設に限つておる。従つて株式会社あるいは個人などの場合においては、開発銀行でめんどろを見てやつていただかねばならぬ、さういふことでもあります。しかしどうも開発銀行の方としては、どちらにしろ態度がいつまでもだら／＼とはつきりしないということで、業者も、また

官庁側も困つておるようでありまして、どうかさうなことをないようには、つきり断るなら断られた方がよいと思ふのですが、あんまり延びるといふと、われ／＼も延びる事情について、なおこの上よくお聞きなさればならぬ。将来さういふことになりはしないかと思つておるのですが、どうかなるべく早くやつていただくように、お願いしたいと思ふのであります。

それからこれはもう一つ元へもどりますが、先ほどの補綴関係の三件、この融資については、復金の時代においてもかなりこれは滞つていたものと思ふ。この融資をなされたについては、この融資についての整理を、またあるいは整理の方法を、つきりお立てになつて、融資をせられたのだからと思ふのです。従つてその三件の融資について、復金融資はどういう整理、どういう返済になつておるかということについて、何かあとから書面でお出しを願ひたいと思ひます。

それから銀行局長にお尋ねいたしますが、復金の融資残高の肩がわりは、いつごろ実施なさるおつもりでありますか。

○河野(通)政府委員 今般の国会に補正予算として、今その関係の予算案が出ております。この予算案を通していただきましたら、法律的措施はもうすでに完備いたしておりますから、通次第政令でもつてやることになつております。国会の期間等の関係もありまゝです。今はつきりとは言へませんが、できるだけ早く実施して参りたい。開発銀行が今余つております復金の資金をできるだけ早く使えるようにしたい、かように考えております。お

すくも年内には引継ぎを完了できるように持つて参りたい、かように考えております。

○奥村委員 復金の融資の開発銀行へ肩がわりする分は、開発銀行として、出資金とするんじやなしに借入金として、また開発銀行から個々の借主に對して融資をする、そういうふうな経理の仕方をなさるのですか。

○河野(通)政府委員 個々の債務者に對しては、結局融資を承継するわけでございますから、融資の主体は開発銀行になるわけでございます。その資金は結局政府が明らかにして出した資金を、そのまま引継ぐわけでありまして、政府からの借入金という形になつて、政府に考へております。

○奥村委員 その融資を開発銀行が肩がわりして引受けた場合、その焦げつきと申しましようか、全然返済は受けられない、そういう分については、経理上今後どうなるのですか。

○河野(通)政府委員 これは個々の融資について、問題がございまして、結局包括的に復金が従来出しておりました貸出しを、そのまま引継ぐわけでございます。その貸し出した主体が開発銀行になりますから、開発銀行自体として責任を持つてそのあとの回収をや、あるいはこれを整理することになる、かように思ひます。復金自体としては、それによつて開発銀行に吸収されるわけでありまして、復金があつたその責任をどうする、という問題は起らないと思ひます。

○小山委員 同僚議員からいろいろ出たので、補足的に二、三お尋ねしたいのですが、開発銀行の資金の運用の方針としましては、新規の貸付に重きを置かれるのか。あるいは市中金融機関が長期設備資金を出してあるものを、肩がわりするの重点を置かれるのか。どちらでありますか。

○太田説明員 現在の実情は、新規融資に對する申込みは非常に多くなりまして、需要もまた多かつたと思はれるものが多ございまして、どうしてこれが新規融資に重点を置かざるを得ないと思つております。でございまして、肩がわりいたしましたも、その資金が結局社債になり、何かさういつた形で開発資金に行くようにしたいと思つております。

○小山委員 そうしますと、肩がわりの部分は通貨の回収という意味で、市中金融機関が日銀から借りてゐる分の回収という形でなしに、さらにまたそれは市中に放出される、そういう形になるのですか。

○太田説明員 そういう場合もあると思ひます。日本銀行の返済になることもあるで、日本銀行の返済あるいは社債、金融債の引受等に向けてもらふように、大体こういう気持ちでおる。今おつしやるようなこともあるし、それから日本銀行の回収になる場合もあると思ひます。

○河野(通)政府委員 開発銀行が肩がわりをいたします基本的な理由は、先ほど太田さんから御説明のありましたように、市中銀行の設備資金に對するオーバー・ローンと申しますか、そういうことをできるだけ資金構成を是正して行くことに、基本的な理由があります。しかしながら具体的な問題といたしまして、しからば開発銀行において肩がわりされましたことによつて浮いて来た資金を、全部そのまゝ日本銀行の返済金に充てることがいいか悪いかは、そのときの具体的な事情によつて判断しなければならぬ場合があると思ひます。日本銀行へそのまゝ返すことがよい場合もありましよう。場合によりましては、さらに設備資金の貸付金としてはなくなるけれども、あるいは金融債を持つ。たとえば興業債券等を持つて、興業銀行のそういう方面への設備資金の融資の財源を供給するといふような形にするのも、一つの手でありましよう。またさらに直接的には電力債でありますとか、そういう社債を持つことによつて、各市中銀行の資産の構成を是正して行くといふことも、一つの方法だと思ひます。現在のところでは、必ずしも一本で、出て来た金は日本銀行へ返せという方針はとつておりません。今申し上げましたようないろいろの方法、そのとき／＼の金融事情に對照しまして、処置をして参りたい、こういうふうな指導いたしております。

○小山委員 そうすると銀行局長に伺いますが、今の肩がわりは、まず肩がわりをするという事情が起つて、その処置を考へられるのであるか。あるいは金融上の必要が起つて、これは開発銀行に肩がわりさせなければいかぬ。肩がわりしてあと仕事をさせるというふうにするのか。どちらが先なので

○河野(通)政府委員 これはどちらが先といふと、なかなかむづかしい問題であります。開発銀行本来の使命から見て、市中銀行がさういふふうな資金を肩がわりする必要がある、した方が適當であるという判断に基づきまして、開発銀行がまず肩がわりをいたす場合があると思ひます。その場合には、その肩がわりによつて市中銀行にできた資金を、どういふふうにして運用するの、その肩がわりの目的から見て適當であるかといふことが、第二の問題として判断される。私どももいたしましては、個々の問題について、先ほど開発銀行に對する一般經理方針の問題について、太田さんからお話がありましたように、個々の問題について強ひ開発銀行に對して強制をいたすといふようなことはいたしておりません。現実の問題として市中銀行のこゝろいふような種類の貸出金はひとつ開発銀行へ肩がわりした方がい

だ、それによつて浮いて来た金をどうするか、こういう問題になつて来ると思ひます。

○小山委員 そういたしますと、いろいろに了解してよろしうござい

ますか。肩がわりの問題は個々の産業会社がまず開発銀行と相談するのが原則である。つまり大蔵省の方から、これは肩がわりした方がよろうというふ

わりのするといふ事情が起つて、その

わりのするといふ事情が起つて、その

わりのするといふ事情が起つて、その

わりのするといふ事情が起つて、その

うに指導することはないのである、
こういふふうには了解してよろしゅうございませうか。

○河野(通)政府委員 これは先ほども
ちよつとお話がありましたように、開
発銀行の運営は政府の産業なり、金融
なり、交通なりに対する基本的な計画
に順応して、運用することになると思
います。その基本的な計画のうちには、
こういう種類の設備資金を融資され
ることが望ましいというふうなもの
もありまして、またこういう種類の
肩がわりが行われることが望ましい
というふうなことは、基本的計画とし
て開発銀行にお示しはしております。
従いましてその範囲においては、政府
の基本的な政策と言いますか、計画と
申しましようか、そういうふうなもの
に順応して開発銀行で取上げていた
でございませう。しかし個々の場合に
たとえばAならAという市中銀行のど
の貸出しを肩がわりするようにとい
うような具体的な問題として、私どもは
ひもをつけるようなことはやつており
ません。

○小山委員 太田副総裁に伺います
が、貸出しをする場合に、関係各省か
ら個々の問題としていろいろ注文があ
るだらうと思う。たとえば自動車産業
に融資してくれとか、あるいは船舶に
やつてくれ、あるいは電気にやつてく
れというふうなことがあるだらうと思
います。それで開発銀行がその
貸出しをなさる場合には、まずそ
ういふ各官庁からいろいろの申出があ
つて、そうしてそれにマツチする借
入先が出て来たときにおやりになるの
か。つまりこれは言葉を返して言う

と、貸付の申込みがあつた場合に、官
庁の方からそれに裏づけするような、
何と申しましようか、保証というよう
な言葉を使つていかどうか知りませ
んが、そのような官庁側の裏づけがな
ければ、貸さないという方針なのであ
りますか。

○太田説明員 これは官庁からお話
がありまして、初めて取上げるという建
前にはいたしておりません。やはり
個々の企業からお話があれば、われ
れはお話を聞いて審査いたすわけであ
りますが、ただわれわれの方でよく事
情がわからぬもの、たとえば先ほど申
しました冷凍関係のように、非常に多
くのいろ／＼なケースが出て来まし
て、しかも資金的にはわれわれの方
に十分でない、それから常識的に考へて
どういふたものは今急ぐのだからか、
どういふたものかというふうな点で、われ
われの懸念を持つようなものにつつま
しめては、官庁と相談いたしまして、そ
の御方針の決定をまゝまゝしてきめる、こ
ういふことにいたしております。

○小山委員 そういたしますと、開発
銀行の資金運用計画としては、全体の
資金の分量のうち、何パーセントはた
とえば電気に置くとか、あるいは造船
に置くとか、車両に置くとかいふ、そ
ういふふうな大よその目安を持つてお
られますかどうですか。

○太田説明員 実ははつきりとした目
安は持つておらないのでございませ
う。それは当初資金量も実ははつきり
しておりませんでしたし、現在も、本
年度の資金量もはつきりしないような
状態であつたので、はつきりとした
目安は持つておりませんが、大体の目
安、今なら石炭ならこれくらいである
とか、あるいは自家発電にはこれくら

いのものが向けられようだというくら
いな考慮は、いたしておるのでござ
います。それから今基幹産業は急ぐもの
でありますから、そちらの工事設備資
金というふうなものが、当初の予定よ
りだん／＼ふえるものでございませう
から、そういう資金の需要増加とい
うものにとらひ合せて行くわれわれの心
算も、つくつておるわけではござい
ません。

○小山委員 おそらくそうであらうと
思うのでありますが、その資金の配分
をきめられる主たる理由、主たる目標
と申しますか。それは開発銀行が自分
の判断でやられるのか。あるいは政府
のどちらかの機関がそれを指導するの
であります。

○太田説明員 資金の分量について
は、政府の御指示を受けなくて、われ
われの判断でやつておりますが、ただ
こういふたものが必要かどうか。たと
えば鉄のこういう種類の製品が、今
どの程度に必要であるか、そういうた
御説明を聞きまして、それによりまし
てわれわれの方の独自の判断で、計画
を立てておるわけではございませう。

○小山委員 次に伺いたいのは、この
国内の開発資金の中には、山林も入る
のであらうかと思うのでありますが、
林道開発資金については、どういふ
うにお考えになつておりますか。

○太田説明員 それは実はわれわれ
の方で取扱い項目に入つておりません。
おそらく農林漁業資金特別会計の方で
取扱うことになつておるのではない
かと想像いたしますので、銀行局長の
方からお答えいたします。

○河野(通)政府委員 法律の建前から
言いますと、開発銀行が林道の開発資

金に出せないというところはございま
せん。しかし先ほどちよつと申し上げ
ましたように、本年度開発銀行を中心
として政府資金をつぎ込んで、必ず
その資金は確保しなければならぬとい
う事業の業種について、開発銀行が
設立されたときに内示はいたして
ございませうが、その中にはたしか林
道の関係は、手元に持つておりませ
んが、入つておらんかたではないかと
思います。しかし法律上別にできない
というところはございせんので、政府
の政策として、そういう方面の資金
は、別のルートで出した方が適當であ
らう。具体的には今お話がありました
ように、農林漁業資金特別会計です
か、この方面の資金を使つて行くのが
適當であらうという判断になつてお
ります。なお農林漁業資金特別会計の運
用といたしまして、林道の開発の關係
の資金は相當程度出ております。

○小山委員 どういうものに出せとい
う内示は、議會側に表示されたことがあ
りますか。まだなかつたらひとつあと
で資料として出していただきたいと思
います。

○河野(通)政府委員 これは実は内容
といたしまして、ごく大ざつばなにと
いふ鉄なら鉄の庄延施設とか、それ
から肥料なら肥料のどういふ種類の肥料
の増産施設というふうなことを、全体
の産業計画として実は内示をしてい
る程度でありまして、正式に範圍をき
めてどうするといふ問題ではござい
ません。お示しいたかどうか、もう少し
検討させていただきますかと思いま
す。

○小山委員 議會でも示されないよう
なものが、開発銀行をどうして拘束す
るのですか。開発銀行の方では、あな

たの方で内示したものでなければ貸さ
ないと言ひ、あなたの方で出せない
ようなもので、なぜ開発銀行が拘束さ
れるのですか。

○河野(通)政府委員 拘束するとい
う意味は、今申し上げましたように、政
府の立てた基本的な政策に順応する、
こういうことになつております。その
計画の内容は、今申し上げましたよう
に、ごく非公式のものができておりま
す。書面としてお出しできるかどう
か、ちよつと研究させていただきます
と思ひます。別に隠してどうしよう
というつもりはございせん。

○小山委員 最後に銀行局長に一つ伺
つてみたいのでありますが、先ほど深
澤委員の質問のときに太田副総裁が申
され、また深澤委員も申されてお
りますが、見返り資金の中小企業への
四十億ある。ところがこれは協同融資
という建前になつております。ところが
最近銀行局が出したか、あるいはこ
れから出すのか知りませんが、設備資
金については、市中銀行金融機関は出
してはいかぬという一般原則を立て
られた。そうすると見返り資金は結局使
いものにならぬという形になるのでは
ないかと思ひますが、そのところはど
ういふふうにお考えおられるか。

○河野(通)政府委員 お示しのように
先般の大蔵大臣の財政演説の中でも、
市中銀行の出します設備資金につま
しては、ある程度規制を加えて行く方
針を明らかにしております。それに基づ
きまして、昨日私の名前で各市中銀行
には通達をいたしております。その内
容は、最近におきまして過剰投資とい
ふ言葉がよく言われますが、これに対
しインフレーションを抑えながら限ら

れた資金を最も効率的に、ことに設備資金に充てます場合には、どうしても必要なものを確保しますために、ある程度急がないものについては、特に設備資金については抑制することが必要であるという観点に立つております。それで通達をいたしました内容は、まず第一には、こういう種類の設備資金はぜひ確保したいということ、あがつておりますのは、第一は電源開発関係と申しますか、電力の供給を増加するための資金、それから船舶の関係の資金、石炭の関係の資金、鉄鋼の関係の資金、そのほか中小企業の設備資金につきましては、見返り資金の中小わくで規定いたしておりますと同じように、生活必需物資の生産輸出及び基礎産業の開発のために必要な中小企業の設備については、これはぜひ確保しなければならぬ。それから農林漁業につきましては、一定の非常に需要度の高い設備資金については、ぜひ確保しなければならぬ。そのほか開発銀行なり輸出銀行と協調して融資がされる場合の資金、これは市中銀行が出すものであります。その場合の資金も当然確保しなければならぬ、こういうふうなもの、その他経済的な規定はございしますが、そういうものを確保するため、その他の設備資金については、この際抑制をはかつてもらいたい、こういう趣旨になつております。従つて今お示しの中小企業の見返り資金の対象といたしておりますものにつきまして、その必要性にかんがみまして、これを押えることは考えておりません。それからなおこの問題に関連いたしました、今後輸出銀行につきましては、若干事情も違いますが、開発銀行にお

きましては、今後今申し上げましたような設備資金については、ある程度の規制を加えて参らなければならぬ一般的な要請に基きまして、開発銀行の今後の運営も、ある程度再検討を要する点があるであらうということで、現在開発銀行にその点再検討をお願いいたしておるわけでありまして、まだ具体的な結論は何つておりませんが、その趣旨に合うような開発銀行の融資方針というものを再検討いたしております。○小山委員 最後に開発銀行の運営方針で伺つておきたいことは、各種の従来の申込み、及び今後起るであろういろ／＼な申込みに対して、おそらく開発銀行独自の立場から言へば、これは適格である、貸せる相手であるというものがあつて、しかも資金分量が足りないというふうな場合が出て来るであらうと思つておりますが、現在のところ、どうも今までの説明を伺つておりますと、まず資金の分量がこれだけしかないのであるから、これだけしか貸せないというふうな、副總裁のお考えのように考えられるのでありますけれども、そうでなしに、資金の分量があればこれだけ貸せるのだというふうな基準で、どし／＼その審査条件を進めて行かれる、ういふふうなことで行かれた方がいいのではないかと思うのであります。開発銀行としてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○太田説明員 お説の通りでございます。して、われ／＼資金分量がどうということ、特に審査を遅らせるとか、手遅れをしておるわけではないのであります。ただ問題のありますものについて、政府当局に連絡して、意見を伺つておるといふことでありまして、やり方としましては、審査をどん／＼進めております。資金分量がふえれば貸せることに相なると思つてあります。○奥村委員長代理 本日はこれをもつて散会いたします。午後零時三十三分散会